

八幡浜市週休2日確保工事試行要領

(目的)

第1条 本要領は、八幡浜市が発注する工事において、建設現場における週休2日を確保すること、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

2 週休2日確保工事

(1) 週休2日確保工事

週休2日確保工事とは、本要領に基づき、週単位（完全週休2日（土日））、月単位又は通期で現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

1) 週単位（完全週休2日（土日））

対象期間において、全ての週で現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 月単位

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3) 通期

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 週休2日の達成判断

週休2日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

1) 週単位

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所とすることは可能とする。ただし、本試行においては、悪天候等による現場閉所日の振替など受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受注者において事前に土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

2) 月単位

対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、歴上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計

日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

3) 通期

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

3 週休2日交替制工事

(1) 週休2日交替制工事

週休2日交替制工事とは、本要領に基づき、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期で技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

1) 週単位（完全週休2日）

対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。1週間の定義は「月曜日から日曜日ま」を基本とする。

2) 月単位

対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

3) 通期

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適切でない期間は含まない。

また、下請けの対象期間は下請けの技術者又は技能労働者が当該現場に従事した期間とする。

(4) 技術者及び技能労働者

技術者とは施工管理を行う者を、技能労働者とは建設現場の直接的な作業を行う者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人のうち、当該現場での勤務期間が14日以上（休日を含む）の者を対象とする。

(5) 週休2日の達成判断

週休2日交替制工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、積雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

1) 週単位（完全週休2日）

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

2) 月単位

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

3) 通期

対象期間内現場従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

(6) 休日率

対象者の休日の割合の合計を対象者数で除した値とし、次式により算出する。

$$\Sigma (\text{対象者の休日日数} \div \text{対象期間の日数}) \div \text{対象者数} \times 100$$

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、八幡浜市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。なお、週休2日交替制工事については、港湾工事（港湾局所管の海岸工事含む）営繕工事は対象外とする。

2 週休2日確保工事等に取り組むものについては、全て発注時に通期の週休2日確保に取り組むことを指定し、特記仕様書（別紙1）を添付して対象工事であることを明示するものとする。

3 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取組に変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事に取り組むものとする。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事

(2) 月単位の週休2日確保工事

(3) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事

(4) 月単位の週休2日交替制工事

(5) 通期の週休2日交替制工事

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事に取り組む場合は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所日を行う者とする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

(1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの。

(3) 発注者の指示によるもの。

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 八幡浜市工事請負約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第3条第3項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次の通り実施することとする

(1) 週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保工事

八幡浜市工事請負約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

(2) 週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休交替制工事

受注者は、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休2日交替制工事を実施する場合、各取組に応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容

や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。

- 3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取組みを次の通り変更することができる。
 - (1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事は、月単位もしくは通期の週休2日確保工事又は週単位（完全週休2日）、月単位若しくは通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
 - (2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事または月単位、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
 - (3) 通期の週休2日確保工事及び月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
 - (4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事は月単位又は通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事または週休2日交替制工事である旨を周知するものとする。
- 5 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- 6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率または休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事または週休2日交替制工事を取りやめる場合は理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

（費用の計上）

第6条 週休2日確保により港湾工事（港湾局所管の海岸工事含む）は月単位の週休2日確保に取り組んだ工事については、変更請負契約において、各取組みに応じた補正係数をそれぞれの経費に乗ずるものとする。

【港湾工事（港湾局所管の海岸工事含む）】

- (1) 月単位の週休2日確保適用工事
 - ・港湾請負工事積算基準により積算した工種
 - 共通仮設費率 1.02
 - 現場管理費率 1.03
 - ・土木工事標準積算基準により積算した工種
 - 共通仮設費率 1.00（補正しない）
 - 現場管理費率 1.00（補正しない）
- (2) 通期の週休2日確保適用工事
 - ・港湾請負工事積算基準により積算した工種
 - 共通仮設費率 1.00（補正しない）
 - 現場管理費率 1.00（補正しない）
 - ・土木工事標準積算基準により積算した工種
 - 共通仮設費率 1.00（補正しない）
 - 現場管理費率 1.00（補正しない）
- (3) 週休2日確保工事取りやめ
 - 共通仮設費率 1.00（補正しない）
 - 現場管理費率 1.00（補正しない）

(工事成績評定)

第7条 通期の週休2日確保または通期の週休2日交替制を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点評価を行う。週単位（完全週休2日（土日））若しくは月単位の週休2日確保又は週単位（完全週休2日）若しくは月単位の週休2日交替制を達成した工事については、追加で加点評価を行う。

2 明らかに、受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

(留意事項)

第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日が確保できる工期を延期する。
- (2) 施工箇所点において対象工事の場合、工事全体として判断する。
- (3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(入札公告)

第10条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

(別紙1)

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書(発注者指定型)

(対象)

第1条 本工事は、週休2日確保工事試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

(対象工事)

第2条 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取組に変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位(完全週休2日(土日))の週休2日確保工事に取り組むものとする。

- (1) 週単位(完全週休2日(土日))の週休2日確保工事
- (2) 月単位の週休2日確保工事
- (3) 週単位(完全週休2日)の週休2日交替制工事
- (4) 月単位の週休2日交替制工事
- (5) 通期の週休2日交替制工事

(現場閉所日の確保)

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位(完全週休2日(土日))の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

- (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第4条 工事請負約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第2条第1項により取組を変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は、次のとおり実施することとする。

- (1) 週単位(完全週休2日(土日))又は月単位の週休2日確保工事

八幡浜市工事請負約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位(完全週休2日(土日))又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

- (2) 週単位(完全週休2日)、月単位又は通期の週休2日交替制工事

受注者は、週単位(完全週休2日)、月単位又は通期の週休2日交替制工事を実施する場合、各取組に応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。

- 3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取り組みを次の通り変更することができる。
- (1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事は、月単位もしくは通期の週休2日確保工事又は週単位（完全週休2日）、月単位若しくは通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
 - (2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事または月単位、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
 - (3) 通期の週休2日確保工事及び月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
 - (4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事は月単位又は通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事または週休2日交替制工事である旨を周知するものとする。
- 5 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- 6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率または休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事または週休2日交替制工事を取りやめる場合は理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

（費用の計上）

第5条 港湾工事（港湾局所管の海岸工事は月単位の週休2日確保に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、各取り組みに係る費用を計上するものとする。

（アンケート調査等）

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 「週休2日確保工事」 工事看板の例)

ご迷惑をおかけします	
週休2日確保工事	
〇〇〇〇〇〇〇を なおしています	
令和〇年〇月〇日まで	
時間帯〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	
道路維持修繕工事	
発注者	八幡浜市産業建設部〇〇課 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

週休2日確保工事	
〇〇工事中	
市道	〇〇線〇〇〇〇工事
区間	〇〇市〇〇町〇〇〇
期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から
	令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
施工	〇〇〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
八幡浜市産業建設部〇〇課 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

(参考 「週休2日交替制工事」 工事看板の例)

ご迷惑をおかけします	
週休2日交替制工事	
〇〇〇〇〇〇を なおしています	
令和〇年〇月〇日まで	
時間帯〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	
道路維持修繕工事	
発注者	八幡浜市産業建設部〇〇課 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

週休2日交替制工事	
〇〇工事中	
市道	〇〇線〇〇〇〇工事
区間	〇〇市〇〇町〇〇〇
期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
施工	〇〇〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
八幡浜市産業建設部〇〇課 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	